

# 令和5年度 店舗等新規出店支援事業費補助金のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響による、商店街等の空き店舗増加や市内商業の衰退を防止するため、市内の空き店舗等を利用して新規出店する事業者に対して、店舗等の賃料の一部を補助します

**\* 改装工事費は補助対象となりません**

募集期間：令和5年6月1日～7月31日

**必着**

**【補助対象者】以下の要件全てを満たす事業者**※法人、個人いずれも対象です

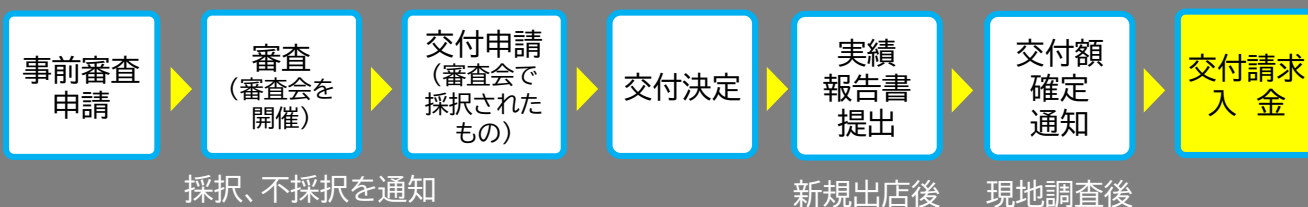
- ① 小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業又は娯楽業を営む事業者
- ② 令和5年2月1日から令和6年1月31日までの間に、新規出店する(した)事業者
- ③ 事業者選定審査会設置要領に基づく審査会において、補助対象者として採択を受けた事業者
- ④ 市税等を滞納していない事業者
- ⑤ 国、県、市からこの補助金と同様の補助金等の交付を受けていない事業者
- ⑥ 市暴力団排除条例に該当しない事業者及び風営法関連業種事業に該当しない事業者

**【補助内容】店舗等の月額賃料の2分の1の6か月相当分を補助**

1店舗あたり月額10万円(6か月合計60万円)を上限額とします

※共益費、管理費、借地料、駐車場代なども対象となります

【手続きの流れ】



必要書類など詳しくは裏面をご覧ください

# 店舗等新規出店支援事業費補助金 申請手続きについて



**原則、電子メール又は郵送での申請にて  
ご提出願います**

## 【事前審査申請のための必要書類】

- ① 事前審査申請書 ※市ホームページからダウンロード
- ② 事業計画書 ※市ホームページからダウンロード
- ③ 空き店舗等の賃借料に係る資料の写し
- ④ 空き店舗等の位置図及び平面図
- ⑤ その他市長が必要と認める書類

### 申請書類作成上の注意点

◆詳細については、「募集要領、Q&A(市ホームページ)」を必ずご一読をお願いします

いわき市 新規出店 補助金

検索

◆郵送料については、申請者の方でご負担願います。

## 【事業者選定審査会について】

- 事業内容がいわき市の商業振興に資するものであるかを判断するため、事業者選定審査会において、書類審査及び面接審査を行います。
- 事業者選定審査会で一定以上の評価点を得て、採択された事業者のみ補助金の支給対象となること、また、支給及び支給額は、予算の範囲内でのものとなることにご注意ください。
- 事業者選定審査会における主な審査項目は、次のとおりです。

### 【審査項目】

- ・店舗経営や店舗業種に関する知識等を有しているか
- ・商品・サービスの独自性があるか、また差別化が図られているか
- ・商品・サービスの販売促進のための工夫が凝らされているか
- ・商品・サービスの価格帯は適切か・集客力が見込める場所か 等

申請書郵送先／本事業にかかる問い合わせ先

いわき市産業振興部産業チャレンジ課(平日 9:00~17:00)

電話:0246-22-7476

住所:〒970-8686 いわき市平字梅本21番地